

川崎市道路維持修繕計画

実施プログラム（2024年度～2028年度）

【小規模附属物編】

（地点名標識・路側式標識・カーブミラー）

令和6年3月

川崎市

1. 施設の現状

(1) 小規模附属物（地点名標識）

小規模附属物（地点名標識）は、信号機等に添架し交差点の名称等の地点を知らせる標識です。本市が管理している小規模附属物（地点名標識）は約 1,930 基あります。

	
小規模附属物（地点名標識）（遠景） （県立高津養護学校前）	小規模附属物（地点名標識）（近景） （川崎北税務署前）

(2) 小規模附属物（路側式標識）

小規模附属物（路側式標識）には通学路やカーブなどを知らせる警戒標識等があります。また、幅員等の制限を知らせる規制標識があります。本市が管理している小規模附属物（路側式標識）は、警戒標識等が約 1,220 基、規制標識が約 1,190 基あります。

	
小規模附属物（路側式標識） （警戒標識）	小規模附属物（路側式標識） （規制標識）

(3) 小規模附属物（カーブミラー）

小規模附属物（カーブミラー）は主に自動車等に関わる交通事故の抑止を目的として、見通しの悪い交差点や視距の確保が難しいカーブ等に設置しています。本市が管理している小規模附属物（カーブミラー）は約 7,810 基あります。



小規模附属物（カーブミラー）

2. 管理手法

管理手法は、「予防保全型」、「機能保全型」、「定期更新型」、「対症療法型」の 4 つの分類を継続します。

表 2.1 管理手法分類

管理手法		解説
計画的な維持管理	予防保全型	定期的な点検等により施設状態を把握し、損傷程度が <u>予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい段階</u> で計画的に対策を実施し、常に一定の健全度を保持する。
	機能保全型	定期的な点検等により施設状態を把握し、損傷程度が <u>早期に措置を講ずべき段階</u> で対策を実施する。
	定期更新型	定期的な点検等により施設状態を把握し、施設の機能・安全性を確保する前提で、設定した <u>耐用年数</u> によって対策を実施する。
対症療法型		道路パトロールや陳情により施設状態を把握し、損傷程度が <u>緊急に措置を講ずべき段階</u> で必要な対策を実施する。

3. 対象施設の管理手法・管理方針

3.1 小規模附属物の管理手法

小規模附属物は、機能保全型の管理手法とします。

3.2 老朽化対策における基本方針

(1) 管理区分

小規模附属物は、地点名称や規制及び警戒すべき情報、歩行者や車両の状況を知らせることが目的であり、大型標識と比較して規模が小さいですが倒壊・落下した場合の第三者被害への影響が想定されることから、全ての小規模附属物を同一の管理区分とします。

表 3.1 管理区分

管理手法	管理区分
定期更新型	－
予防保全型	－
機能保全型	全施設
対症療法型	－

(2) 管理指標

小規模附属物の内、地点名標識は「附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成31年3月、国土交通省道路局）」にて4段階の健全性の判定区分で診断されており、これを管理指標とします。

路側式標識とカーブミラーは「附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成31年3月、国土交通省道路局）」を基にした本市要領にて4段階の区分で診断されており、これを管理指標とします。

表 3.2 管理指標

地点名標識		路側式標識 カーブミラー		状態
健全性の判定区分		区分		
I	健全	A	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	B	損傷確認段階 (要経過観察)	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	C	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	D	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(3) 管理水準

小規模附属物は機能保全型で管理するため、管理水準は早期措置段階である健全性Ⅲ又は、区分 C とし、健全性Ⅱ以上、区分 B 以上の維持を目指します。

表 3.3 管理手法、管理区分、管理指標、管理水準の関係

管理手法	管理区分	管理指標			
		健全性の判定区分		区分	
—		I	健全	A	健全
予防保全型		II	予防保全段階	B	損傷確認段階 (要経過観察)
機能保全型	全施設	III	早期措置段階	C	早期措置段階
対症療法型		IV	緊急措置段階	D	緊急措置段階



目標とする
健全性・
区分

管理水準

(4) 優先順位

小規模附属物は、地点名称や規制及び警戒すべき情報、歩行者や車両の状況を知らせることが目的であり、大型標識と比較して規模が小さいですが倒壊・落下した場合の第三者被害への影響が想定されることから、施設の重要度は全施設同一としますが、各部材の特性を考慮し健全性及び健全度、損傷の状態から対策の優先順位を判断し、適切に修繕を実施することとします。

4. 実施プログラム

(1) 計画期間

実施プログラムの計画期間は、維持修繕計画の第 3 期として、2024 年度（令和 6 年度）から令和 2028 年度（令和 10 年度）の 5 年間を対象とします。

(2) 点検計画

地点名標識については、10 年に 1 回、近接目視による定期点検を実施します。

点検時には高所作業車が必要となり、部材の損傷を評価する必要があることから専門業者への委託による作業とします。

路側式標識・カーブミラーについては、5 年に 1 回、本市職員が近接目視による定期点検を実施します。

(3) 実施プログラム

2024 年度（令和 6 年度）から 2028 年度（令和 10 年度）の 5 ヶ年における小規模附属物の実施プログラムは次のとおりです。なお施設の劣化状況等により、施工時期が変更になる場合があります。

地点名標識

区	次回点検年度	対策年度	具体的対策内容
		更新	
川崎区	2025年	2024～2028年 (点検結果に応じて実施)	標識版、バンド・アーム補修
幸区			標識版、バンド・アーム補修
中原区			標識版、バンド・アーム補修
高津区			標識版、バンド・アーム補修
宮前区	2024年		標識版、バンド・アーム補修
多摩区			標識版、バンド・アーム補修
麻生区			標識版、バンド・アーム補修
麻生区			標識版、バンド・アーム補修

対策に係る全体概算事業費 113,446千円

路側式標識(規制標識+警戒標識+道路愛称名)

区	次回点検年度	対策年度	具体的対策内容
		更新	
川崎区	2024～2028年	2024～2028年 (点検結果に応じて実施)	更新等
幸区			更新等
中原区			更新等
高津区			更新等
宮前区			更新等
多摩区			更新等
麻生区			更新等
麻生区			更新等

対策に係る全体概算事業費 7,630千円

カーブミラー

区	次回点検年度	対策年度	具体的対策内容
		更新	
川崎区	2024～2028年	2024～2028年 (点検結果に応じて実施)	更新等
幸区			更新等
中原区			更新等
高津区			更新等
宮前区			更新等
多摩区			更新等
麻生区			更新等
麻生区			更新等

対策に係る全体概算事業費 90,373千円